事業名	**生垣づくり助成事業**
事業主体	**仙台市**

対象者	☑ 個人(持ち家)	☑ 個人(賃貸)	☑ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☑ 改修･増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住･子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	市街化区域において生け垣を設置する場合や，生け垣を設置する場所にあるブロック塀等を撤去する場合に費用の一部を助成するもの
補助対象要件	・市街化区域内で，道路から容易に視認できる奥行き10m以内の場所(隣地境界を除く)に設置する生け垣で，高さが60cm以上の樹木を1m当り2本以上植栽し，植栽延長が5m以上であること ・生け垣を設置する場所にあるブロック塀を撤去する場合は，道路から1m以内にある高さ1m以上のブロック塀であること ※詳しい要件については下記URLをご覧ください
補助金額等	・生け垣設置に係る助成金については，費用の2分の1の額と,植栽する樹木の本数に2,500円を乗じた額とを比較して，いずれか少ない方の額で，上限15万円 ・ブロック塀等撤去に係る助成金については，ブロック塀等の面積1㎡当り4,000円を限度とし，上限15万円
補助申請期間	毎年度２月末日まで（着手予定日の３週間前までに申請すること）
その他	
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/kurashi/shizen/midori/shinse/jose/ikegaki.html
お問合せ先	建設局百年の杜推進課　０２２－２１４－８３８９

事業名	**家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業**
事業主体	**仙台市**

対象者	☐ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☑ **購入**

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	購入を希望する者に対して補助を行う。
補助対象要件	・仙台市民で，市税の滞納のない方。 ・同一世帯の方が過去5年度以内に同じ種類の補助金の交付を受けておらず，同一年度内に，生ごみたい肥化容器購入費補助事業の補助を受けていないこと。 ・暴力団等との関係を有していないこと。 購入前の申請が必要。 詳しくは，https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888 を参照。
補助金額等	
補助申請期間	
その他	
ホームページ	
お問合せ先	環境局資源循環部家庭ごみ減量課　０２２－２１４－８２２９

事業名	生ごみたい肥化容器購入費補助事業
事業主体	仙台市

対象者	☐ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	購入を希望する者に対して補助を行う。
補助対象要件	・仙台市民で，市税の滞納のない方。 ・同一世帯の方が過去5年度以内に同じ種類の補助金の交付を受けておらず，同一年度内に，家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業の補助を受けていないこと。 ・暴力団等との関係を有していないこと。 購入前の申請が必要。 詳しくは，https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888 を参照。
補助金額等	
補助申請期間	
その他	
ホームページ	
お問合せ先	環境局資源循環部家庭ごみ減量課　０２２－２１４－８２２９

事業名	雨水流出抑制施設設置費補助金交付事業
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)	☑ 個人(賃貸)	☑ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☑ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	雨水浸透ます・雨水貯留タンクの設置に対して助成を行う。
補助対象要件	補助対象区域に建物をお持ちの方，または建築予定の方で，市税の滞納がない方が対象。 ※補助対象区域等については下記URL欄のホームページを参照。
補助金額等	【雨水浸透ます】 既存建築物の場合は，４個まで設置費相当額を助成。ます１個の上限額は24,000円～30,000円。新築の場合は，４個まで設置費相当額の1/2を助成。ます１個の上限額は12,000円～15,000円。 【雨水貯留タンク】 浸透ますとセットで設置する場合は，1個まで材料費相当額を助成。タンク1個の上限額は20,000円。単独で設置する場合は，1個まで材料費相当額の1/2を助成。タンク1個の上限額は10,000円。
補助申請期間	通年
その他	－
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/haisuisetsubi/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/dono/hojokin/index.html
お問合せ先	建設局下水道経営部業務課排水設備係　０２２－７４８－０５８５

事業名	水洗化工事資金融資あっせん(公共下水道)
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☑ 改修・増築	☐ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。
補助対象要件	下水処理区域内の家屋の所有者で,くみ取り便所を水洗便所に改造,又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者。 本市の市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者。 償還能力がある者。
補助金額等	あっせん限度額 くみ取り便所改造及びし尿浄化槽切り替えについては50万円以内。 アパートくみ取り便所改造については，50万円に水洗便所の便器数を乗じた額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。
補助申請期間	通年
その他	
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/gyomu-gyomu/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/shimin/riyo/suisenka.html
お問合せ先	建設局下水道経営部業務課排水設備係　０２２－７４８－０５８５

事業名	**農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん**
事業主体	**仙台市**

対象者	☑ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☑ 改修・増築	☐ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。
補助対象要件	排水処理区域内の家屋又は施設の所有者で,排水設備を設置し当該排水施設に接続しようとする者。 本市の市税及び農業集落排水事業分担金を滞納していない者。 償還能力がある者。
補助金額等	あっせん限度額 1戸につき50万円以内。 賃貸住宅（借家又はアパート）の場合は１戸あたり50万円としその合計額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。
補助申請期間	通年
その他	
ホームページ	
お問合せ先	建設局下水道経営部業務課排水設備係　０２２－７４８－０５８５

事業名	公設浄化槽水洗化工事資金融資あっせん
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ 改修･増築			☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住･子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。
補助対象要件	仙台市浄化槽事業区域内の家屋の所有者で,くみ取り便所を水洗便所に改造,又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公設浄化槽に接続しようとする者。 市県民税及び固定資産税を滞納していない者。 新築及び増改築に伴い建築確認を受ける住宅は対象外。
補助金額等	あっせん限度額 くみ取り便所改造50万円以内,し尿浄化槽切り替え50万円以内。 アパートは一部屋当たり50万円に部屋の数を乗じた額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。
補助申請期間	通年
その他	－
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/chose-shisetsu/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/shimin/jokaso/jokaso.html
お問合せ先	建設局下水道管理部下水道調整課　０２２－２１４－８２３３

事業名	止水板等設置工事費補助制度
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)	☑ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☑ 改修･増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住･子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	敷地や建物等に雨水が入らないようにする止水板等を設置する場合の，費用の一部を補助する。
補助対象要件	雨水の下水道事業計画区域のうち，過去に浸水被害が発生し，現に居住者が住んでいる住宅，マンション等を所有している方が対象。 ※雨水の下水道事業計画区域は，下記ホームページを参照。 https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/documents/sendaishigesuidoujigyoukeikakuzu-usuir3.pdf
補助金額等	止水板等の設置工事費総額の２分の１（限度額50万円）
補助申請期間	通年
その他	必ず工事実施前に申請してください。 申請前に施工した場合は，補助の対象となりません。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/hojosedo.html
お問合せ先	（青葉区内，泉区内に止水板等を設置される方） →建設局下水道管理部下水道北管理センター　022-373-0902 （宮城野区内，若林区内，太白区内に止水板等を設置される方） →建設局下水道管理部下水道南管理センター　022-746-5061

事業名	**仙台市木材利用促進支援補助金**
事業主体	**仙台市**

対象者	☑ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☑ 新築(建設)			☐ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	市内に新築する木造住宅の主要構造部材に県産材、優良みやぎ材、県産JAS製品を使用する事業及びその新築木造住宅の内装等に県産材を使用する事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。
補助対象要件	【対象者】 ・宮城県産材を利用して仙台市内に新築木造住宅を建築する方 ・市税の滞納のない方 【対象住宅】 ・自ら居住用とするため仙台市内に建築する新築一戸建て住宅 ・仙台市内に本社または支社，支店を有し，建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・建築基準法上における建築確認済証が交付されていること。 ・既に建築済み，木工事着手済みの場合は対象となりません。 【対象事業等】 １）主要構造部材事業 建物の構造躯体を構成する木材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用すること。 ２）内装等事業 以下の要件をすべて満たすこと。 ①主要構造部材事業と併せて申請すること。 ②宮城県産材を50%以上使用すること。 ③補助対象経費が30万円以上であること。
補助金額等	1）主要構造部材事業 補助額：宮城県産材１㎥あたり14,000円 優良みやぎ材及び県産JAS製品は宮城県産材に4,000円を加算 上限額：25万円 ２）内装等事業 補助額：内装等に要した費用の１／５ 上限額：15万円
補助申請期間	令和6年４月１日から申請額が予算上限額に達するまで（先着順）
その他	
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/rinmu/kurashi/shizen/norinsuisan/ringyo/r6mokuzairiyou.html
お問合せ先	経済局農林企画課（022-214-8264）

事業名	**若年・子育て世帯住み替え支援事業**
事業主体	**仙台市**

対象者	☑ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	既存住宅の流通を促進し、若年層の仙台市への定着を図ることを目的として、市内に一戸建ての住宅を取得した若年・子育て世帯に対して、助成金等を交付するもの。
補助対象要件	【対象世帯】 申請時点で仙台市内の対象エリアに一戸建ての住宅(新築・中古)を自ら取得し、居住している次のいずれかの世帯 ・若年世帯：令和6年4月1日時点で婚姻関係にあり、夫・妻ともに39歳以下である世帯 ・子育て世帯：令和6年4月1日時点で小学生以下の子供(出産予定の子供を含む)がいる世帯 【住宅の要件】 令和5年4月1日以降に一戸建ての住宅取得に係る契約(売買契約又は工事請負契約)をしていること 【宅地の要件】 仙台市立地適正化計画における居住誘導区域内(ただし新規開発団地、都心・泉中央・長町の商業地域を除く)であること ※上記以外にも要件があります。詳細は、ホームページでご確認下さい。
補助金額等	(1)住み替え時 最大25万円(基礎額20万円、加算額5万円) ※加算額の要件は下記のいずれかとなります。 ・親世帯との同居又は市内での近居(同居・近居加算) ・子供が3人以上(多子加算) (2)住み替え時支援の翌年度から3年間 毎年2回のお米の配送、または毎年1回の交通費支援(icscaポイント付与)
補助申請期間	第1回募集期間：令和6年6月3日から8月30日 第2回募集期間：令和6年10月1日から12月23日 ※各回の予算額に達した場合は、抽選によって申請対象者を決定します。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページでご確認下さい。
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/jutakutaisaku/kosodate/shien.html
お問合せ先	都市整備局公共建築住宅部住宅政策課(022-214-8330)

事業名	住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入事業
事業主体	仙台市

対象者	☐ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☑ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☑ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	初期費用なしで、住宅に太陽光発電システムを設置するサービス（リース・電力販売）を提供する事業者に市が補助し、利用者に還元する。
補助対象要件	補助金の交付対象となる事業は、予め本市に登録した「登録事業プラン」により太陽光発電システムを市内に設置するものであり、以下の要件を満たしているもの。 ・設置する設備について、要綱別表1「補助対象設備の要件」に掲げる要件を満たしていること。 ・住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で締結された登録事業プランに係る契約について、要綱別表2「登録事業プランに係る契約の要件」に掲げる要件を満たしていること。 ・太陽光発電システムを設置する住宅において、補助対象事業の経費に関して、本補助金以外の補助金又は助成金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(FeedinPremium)制度の認定を取得しないこと。 ・補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 住宅への太陽光発電システムの設置工事に着手していないこと。ただし、建売住宅の場合には、新たな住宅所有者が建売住宅供給者等から住宅の引渡しを受けていないこと。 詳細については以下のホームページの要綱・様式・Q&Aを確認してください。
補助金額等	太陽光発電設備：発電出力1kWあたり70,000円　上限：700,000円 蓄電池：補助対象経費の3分の1　上限：250,000円 ※補助金は事業者に交付しますが、サービス利用料の割引等が適用されることにより、利用者に補助金相当額（一部控除の場合あり）が還元されます。
補助申請期間	令和7年1月31日まで ※事業完了後2か月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日（必着）までに実績報告書の提出が必要です。期限までに提出がなかった場合は補助金を交付できません。 ※期間内であっても予算上限に達した時点で募集を終了いたします。
その他	
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/kankyo/energyjiritsu/subvention.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	家庭向けV2H充放電設備設置費補助金
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☑ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	平時における温室効果ガス排出削減と災害時のエネルギー途絶リスクへの備えとしてV2H※充放電設備設置に要する経費に対し補助する。 ※V2Hは、電気自動車等への充電並びに電気自動車等から住宅へ電気を供給できる装置です。
補助対象要件	【補助対象者】 ・市内に居住、または居住する予定があること ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと 【補助対象事業等】 ・市内の戸建住宅に設置する設備であること ・未使用の設備であること ・リース品でないこと ・国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること ・交付決定を受ける前に、V2H充放電設備の発注および施工に係る支払いをしていないこと ・V2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置する同一居住内で使用されること
補助金額等	【補助対象経費】 V2H充放電設備の本体購入および設置工事に係る費用から国や県の補助金を引いた金額 【補助率】 3分の1 【補助上限額】 ・V2Hと太陽光発電システムを連携しない場合　上限10万円 ・V2Hと太陽光発電システムを連携する場合　上限20万円
補助申請期間	令和6年4月10日から12月13日まで ※V2H充放電設備の発注および施工開始前に申請が必要です。 ※事業完了後60日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。期限までに提出がなかった場合は補助金を交付できません。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページでご確認下さい。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/kankyo/energyjiritsu/v2h.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	仙台市熱利用システム導入支援補助金
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☑ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	地球温暖化対策を推進するとともに、停電時に備えた分散型電源の普及のため、住宅への熱エネルギーの有効活用に資する機器（エネファーム・太陽熱利用システム・地中熱利用システム）導入に要する経費の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ①新築 ・仙台市内に新築住宅を建築し、実績報告までに居住する個人 ・仙台市内の新築建売住宅（補助対象機器付）を購入し、実績報告までに居住する個人 ※いずれも市税を滞納していないこと ②改修 仙台市内に居住用住宅を所有している（又は実績報告までに所有する）個人 ※仙台市内に住所を有する（又は実績報告までに有する）こと ※市税を滞納していないこと その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	①家庭用燃料電池（エネファーム） 定額10万円 ②太陽熱利用システム 補助対象経費の1/10 自然循環型（上限3万円）、強制循環型（上限9万円） ③地中熱利用システム 補助対象経費の1/5（上限50万円）
補助申請期間	令和6年4月15日から12月13日まで ※工事着手前（新築建売住宅の場合は引き渡し前）の申請が必要です。 ※令和7年1月31日までに工事完了し、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/syoene/netsuriyousetubi.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	せんだい健幸省エネ住宅補助金（全体改修向け）
事業主体	仙台市

対象者	☑個人(持ち家)	☐個人(賃貸)	☐事業者
対象工事	☐新築(建設)	☑改修･増築	☐購入

カテゴリー	☐バリアフリー化	☑省エネ化	☐環境対策	☐移住定住･子育て等支援	☐空家等対策	☐東日本大震災被災者向け	☐その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱化を促進するため、住宅の全体を断熱改修する費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・市内に居住の用に供されている（又は居住の用に供する予定のある）住宅を所有する個人、その配偶者または一親等の親族で市内に居住する方 ・市内に居住の用に供されている住宅を所有する事業者の方 ※市税を滞納していないこと 【補助対象事業】 ・令和6年4月1日以降に断熱改修に着手した工事 ・一戸建て住宅において、「せんだい健幸省エネ住宅」の認定基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、外気に接する部分の概ね８割以上を断熱改修する工事 ※窓断熱改修の場合、熱貫流率1.9以下となる改修工事であること 補助対象者や補助対象事業の詳細は、ホームページでご確認ください。
補助金額等	上限120万円 ※改修部位毎に補助単価及び施工面積により算定します。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	令和6年5月15日から令和7年1月31日まで ※工事完了後の申請ですが、工事着手前の写真が必要です。 ※先着順での受け付けとなりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/zentaikaishuhojo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	せんだい健幸省エネ住宅補助金（部分改修向け）
事業主体	仙台市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱化を促進するため、住宅の一部を断熱改修する費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 市内に居住の用に供されている（又は居住の用に供する予定のある）住宅を所有する個人、その配偶者または一親等の親族で市内に居住する方 ※市税を滞納していないこと 【補助対象事業】 ・令和6年4月1日以降に断熱改修に着手した工事 ・ 既存住宅において、住宅の一部（窓、床、壁、天井又は屋根）の断熱性能を高めるために改修する工事 ※窓断熱改修の場合、熱貫流率1.9以下となる改修工事であること ※床断熱改修の場合、平均熱抵抗値1.0以上（基礎断熱の場合は、平均熱抵抗値0.5以上）となる改修工事であること ※壁、屋根又は天井の断熱改修の場合、平均熱抵抗値2.0以上となる改修工事であること 補助対象者や補助対象事業の詳細は、ホームページでご確認ください。
補助金額等	【補助上限額】 ①窓の断熱改修　最大10万円 ②屋根又は天井・床・壁の断熱改修　最大20万円 ※改修部位毎の補助単価及び施工面積により算定します。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	第1回:令和6年5月15日～令和6年6月28日 第2回:令和6年8月15日～令和6年9月30日 第3回:令和6年11月15日～令和6年12月27日 第4回:令和7年2月3日～令和7年2月14日 ※工事完了後の申請ですが、工事着手前の写真が必要です。 ※受付期間は4回を予定していますが、先着順での申請となりますので、申込多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/kaisyuhozyo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	**せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）**
事業主体	**仙台市**

対象者	☑ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☑ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☑ 購入

カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、『ZEH』（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）かつ「市独自の断熱基準」を満たす住宅の取得にかかる費用と、太陽光発電設備の導入に係る費用の一部を補助する。
補助対象要件	ZEH住宅又はZEH+住宅であり、「せんだい健幸省エネ住宅の認定基準」を満たした一戸建て住宅 ※国の補助金（例：子育てエコホーム支援事業、国ZEH補助金など）との併用はできません。 その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	【補助上限額】 最大310万円 ※せんだい健幸省エネ住宅の認定基準（市独自の断熱基準）や、導入する太陽光発電設備の発電量に応じて補助金額が決まっております。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	令和6年4月15日から12月13日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和7年2月14日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/sintikuhozyo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)